

平成28年4月1日より 入院医療費の計算方法が変わります

平成28年4月1日より、急性期医療を提供する医療機関として厚生労働省が指定する診断群分類包括評価制度「DPC」の適用病院となります。

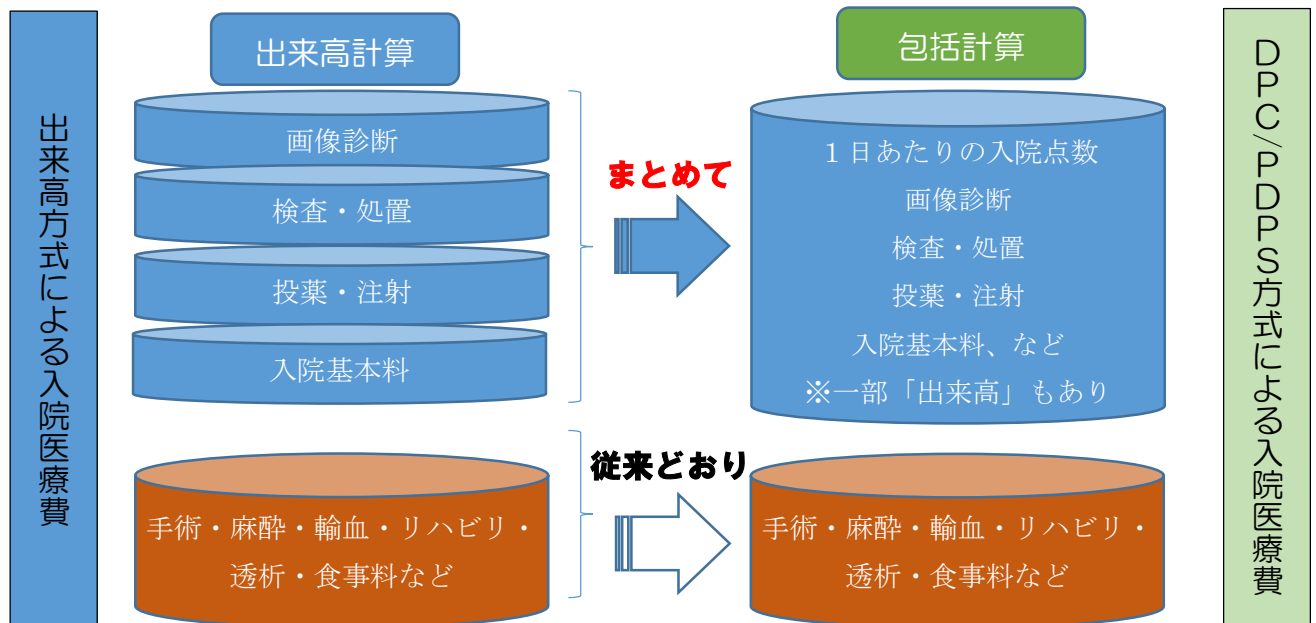
診断群分類包括評価制度(DPC/PDPS)の導入目的

市内唯一の急性期医療機関として、地域のみなさまに良質な医療を提供することを目的に、DPC制度を導入し治療の効率化と標準化を図ります。

DPCによる入院医療費の計算方法

今まで

薬、検査料など個々の診療行為の費用を全て積み上げて合計しています。



※一部の検査・処置(カテーテル検査、内視鏡、等)で『出来高』計算になる場合があります。

病院からのお願い

服薬中のお薬がある場合

当院または他の病院でのお薬を服用されている患者さんは、薬剤管理上必要となりますので、入院の際は服用されているお薬を全て持参してください。

なお、お薬の残りが少なくなっている場合は、あらかじめ処方してもらうようお願いいたします。

入院中に他の病気の治療を希望される場合

DPC方式は、ひとつの病名に対して入院診療を行うことを前提とした制度です。そのため、緊急を要しない他の病気の治療を、入院中に併せて希望される場合などは、退院後にお願いすることがありますのでご了承ください。